契　約　書

１　契 約 件 名　　令和８年度（２０２６年度）家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載業務

２　履 行 場 所　　熊本市が指示する場所とする

３　契 約 期 間　　自　令和７年（２０２５年）　　月　　日
至　令和８年（２０２６年）　３月３１日

４　契 約 金 額　　￥　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　　円）

５　業 務 内 容　　別紙仕様書のとおり

６　契約保証金　　免除

上記の業務について、熊本市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年（２０２５年）　　月　　日

甲　　住　所　　熊本市中央区手取本町１番１号
氏　名　　熊本市
代表者　　熊本市長　大西　一史　　印

乙　　住　所
氏　名
代表者　　印

（総則）

第１条　甲は、広告掲示のため、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に定める令和８年度（２０２６年度）家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載枠（以下「広告掲載枠」という。）を乙の利用に供する。

（広告の仕様及び内容等）

第２条　乙は、掲載しようとする広告について、令和８年度（２０２６年度）家庭ごみ・資源収集カレンダーの広告に必要な資料・データ等を仕様書に定める期日までに提出し、事前に甲と協議しなければならない。

２　掲載しようとする広告の仕様及び内容は、仕様書及び熊本市広告掲載基準によるものとし、市長の承認を得なければならない。

３　前項により承認を得た広告については、仕様書に定める期日までに完全な版下を作成し、甲に納品しなければならない。

（広告料の支払）

第３条　乙は、頭書記載の金額（以下「広告料」という。）を広告掲載枠の利用料として、甲が指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

２　第６条第１項第７号による申し出があったときに未払いの広告料があるときは、乙は、当該広告料を、甲が定める期日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

３　前条を満たさない場合は、甲はその広告掲載枠を空欄にできるものとする。乙は、この場合の広告料を支払わなければならない。

（広告料の返還）

第４条　既に納付した広告料金は、還付しない。ただし、乙の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

（契約の変更等）

第５条　甲は、次のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又は掲載を一部中止することができる。

（１）　乙が不当景品類及び不当表示防止法をはじめとする広告関係法令及び各業種において定めた広告に関する自主基準並びに甲の広告事業関連の要綱、基準等に違反したとき。

（２）　乙が広告取扱業者の登録を取り消されたとき。
（３）　甲の業務上の都合により広告掲載に支障が生じたとき。

（契約の解除等）
第６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲はその保証の責を負わない。
（１）　正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
（２）　乙の責めに帰すべき事由により、受託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。
（３）　前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
（４）　乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が事故、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとみとめられるとき。
カ　下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、

甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（５） 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことにより広告料の支払いをすることができないと認められるとき。

（６） この契約の締結及び履行に際し、不正の行為があったとき。

（７） 自らの責めに帰すべき理由により契約解除の申出があったとき。

（８） 前３号に掲げるもののほか、乙がこの契約、関係法令又は熊本市契約事務取扱規則等に違反し、この契約の目的を達することができないと認められるとき。

２ 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、請負代金額の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１） 前条の規定によりこの契約が解除された場合

（２） 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

３ 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１） 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２） 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３） 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等（その他の解除権）

（損害負担）

第７条 この契約の履行にあたり、乙に生じた損害又は乙が甲に若しくは第三者に及ぼした損害は、すべて乙が負担しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

（補足）

第８条 この契約書に定めるもののほか、乙は、熊本市契約事務取扱規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

２ この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

別　紙

令和８年度（２０２６年度）家庭ごみ・資源収集カレンダー広告掲載業務仕様書

１　広告掲載媒体の概要

(1)　名称　令和８年度（２０２６年度）家庭ごみ・資源収集カレンダー

(2)　発行種類　１８種類（収集区域別）

(3)　発行目的　ごみと資源の分別方法、出し方、地域別収集日等を掲載し、市民による家庭ごみ及び資源の適正な排出を推進することを目的とする。

(4)　規格　Ａ４版・２０ページ・フルカラー

(5)　発行部数　４００，０００部

(6)　配布の方法

ア　令和８年（２０２６年）３月３１日までに、町内自治会、不動産管理会社等を通して、市内（植木町を除く。）全世帯を対象として配布する。また、年間を通して、自治会未加入世帯、市内転入者世帯その他希望する世帯に市の出先機関（区役所、まちづくりセンター等をいう。）の窓口にて配布する。

イ　令和８年（２０２６年）３月初旬から令和９年（２０２７年）３月末日まで、熊本市ホームページの家庭ごみ・資源収集カレンダーページに掲載し、PDF ファイルを閲覧・ダウンロード可能とする。

２　掲載する広告の概要

(1)　掲載場所・規格

ア　カレンダーの１ページから６ページまでの上段又は下段：縦２３㎜×横１４０㎜

イ　カレンダーの１ページから６ページまでの上段又は下段：縦２３㎜×横７０㎜

ウ　カレンダーの２、４及び６ページの下段：縦２３㎜×横２８０㎜

エ　カレンダーの１８ページの下段：縦６０㎜×横２８０㎜

(2)　募集枠

前号アは最大２分割まで、また、ウ及びエは最大４分割まで分割して使用できるものとする。

(3)　広告主数　３者以上

(4)　備考　カレンダーの種類ごとに広告内容を変えることはできない。

３　広告の選定

掲載する広告は、令和７年（２０２５年）８月２６日（火）までに市と協議のうえ選定する。なお、熊本市広告事業掲載基準を満たさない広告は選定しない。

４　広告原稿について

(1)　あらかじめ市と協議のうえ、令和７年（２０２５年）９月１６日（火）までに完全版下原稿を廃棄物計画課に納品すること。

(2)　広告には統一した規格で「広告」と記載すること。

(3)　広告には広告主の住所及び連絡先の電話番号（固定電話を含む。）を記載すること。

(4)　広告主が法人格を有しない団体である場合は、団体名のほか代表者名を広告に記載すること。

(5)　原稿の提出はデジタルデータとすること。

(6)　広告の原稿データ製作に係る経費は、広告掲載者が負担すること。

5　業務基準

(1)　契約書、仕様書及び熊本市広告事業実施要綱（以下「契約書等」という。）に基づき業務を行うこと。

(2)　契約書等に定めのない事項等疑義が生じた場合は、廃棄物計画課と協議すること。

(3)　市の他の事業の執行に支障をきたさないこと。

6　契約料金の納入

広告掲載者が決定した後、市が指定する期日までに市が発行する納入通知書によって納入すること。

○４月～７月（１・２ページ）

※８月～１１月（３・４ページ）及び１２月～３月（５・６ページ）のカレンダー面についても同規格の広告欄とする。

○１８ページ

掲載場所　エ

※　１８ページの記事内容については、未定とする。

（１）掲載場所　　掲載場所 ア … カレンダーの１ページから６ページまでの上段又は下段
掲載場所 イ … カレンダーの１ページから６ページまでの上段又は下段
掲載場所 ウ … カレンダーの２ページ、４ページ、６ページの下段
掲載場所 エ … カレンダーの 18 ページの下段

（２）規格　　掲載場所 ア … 縦 23 ㎜×横 140 ㎜
掲載場所 イ … 縦 23 ㎜×横 70 ㎜
掲載場所 ウ … 縦 23 ㎜×横 280 ㎜
掲載場所 エ … 縦 60 ㎜×横 280 ㎜

（３）募集枠　　掲載場所アは最大２分割まで、ウ及びエは最大４分割まで分割して使用できるものとする。

（４）備考　　カレンダーの種類（収集区域別）ごとに広告内容を変えることはできない。